

みんなの広場

お知らせ

令和4年度の国民年金保険料 学生納付特例制度のお知らせ

学生納付特例制度を利用して、令和3年度の国民年金保険料納付を猶予されており、令和4年度も引き続き在学予定の方は、3月末に基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付します。令和4年度も同じ学校に在学される方は、送付したはがきに必要事項を記入し返送することで、令和4年度の申請ができます。その際、在学証明書または学生証のコピーの添付は不要です。

なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、国民年金保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

■幕張年金事務所
☎212・8621

成年年齢引下げに伴う 新成人の消費者トラブルに ご注意ください

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、

自分の意思で契約ができ、18歳になればローンを組めるようになりますが、未成年者が親権者の同意なしで結んだ契約が無効にできる「未成年者取消権」による取り消しができなくなります。

若者をターゲットにした悪質な商法にも注意しましょう。

問い合わせ先

契約や買い物で「困ったな」と思ったら

消費者ホットライン
188

貸金業に関すること

・日本貸金業協会貸金業

相談・紛争解決センター
☎0570・051・051

・関東財務局千葉財務事務所

理財課
☎251・7214

警察への相談は

☎#9110



児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当制度をご存知ですか

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

児童扶養手当を受給するためには、子育て支援課への申請が必要です。

受給資格者

①～⑨のいずれかにあてはまる児童を監護している母（父）または父母にかわってその児童を養育している方（祖父母など）が対象となります。

対象期間は、児童が18歳に達する日以後の年度末までですが、児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日が属する月までとなります。

支給要件

- ① 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
 - ② 父または母が死亡した児童
 - ③ 父または母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童
 - ④ 父または母の生死が明らかでない児童
 - ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
 - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
 - ⑦ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ⑧ 未婚の母の児童
 - ⑨ その他、生まれたときの事情が不明である児童
- ※この手当には所得による支給制限があるほか、受給期間が5年を経過している方のうち就業意欲が見られない方などは、支給額の2分の1が支給停止となります。

4月から児童扶養手当などが改定されます

児童扶養手当や特別児童扶養手当など福祉に関する各種手当は、物価の変動に応じて額を改定する物価スライド制がとられています。

前年の全国消費者物価指数が対前年比△0.2%ですので、令和4年4月分以降の児童扶養手額が0.2%の引き下げとなります。

令和4年度児童扶養手当・特別児童扶養手当な

どの改定は次のとおりです。（ ）は、前年度と比較した差額です。

児童扶養手当額（月額）

〈本体額〉

全部支給 43,070円（△90円）

一部支給 43,060円（△90円）～10,160円（△20円）

〈第2子加算額〉

全部支給 10,170円（△20円）

一部支給 10,160円（△20円）～5,090円（△10円）

〈第3子以降加算額〉

全部支給 6,100円（△10円）

※一部支給額は所得に応じて決定されます。

■子育て支援課 ☎443-1693

特別児童扶養手当など（月額）

特別児童扶養手当（1級） 52,400円（△100円）

特別児童扶養手当（2級） 34,900円（△70円）

特別障害者手当 27,300円（△50円）

障害児福祉手当 14,850円（△30円）

■障がい福祉課 ☎443-1649

「児童扶養手当」と「公的年金等」の両方を

受給する場合は、手続きが必要です

遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの公的年金等を受け取っている場合は、児童扶養手当額の全部または一部を受給することはできません。

障害年金以外の年金を受給している方

障害年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等を受給していない方）は、公的年金等の額が児童扶養手当額よりも下回る場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

障害年金を受給している方

障害基礎年金等を受給している方は、児童扶養手当額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。

公的年金等を新たに受給する方

子育て支援課に次の必要書類を提出してください。

- ・公的年金給付等受給状況届
 - ・公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）など
- 公的年金等を過去にさかのぼって給付される場合や、公的年金などを受給していて、子育て支援課への手続きが遅れた場合は、過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合がありますので、手続きは早めに行いましょう。

■子育て支援課 ☎443-1693

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

費用

申し込み

締め切り

持ち物

問い合わせ

問

問

問

問

問

問

問

問

問

問

問